

## ながさ木ウッドチェンジ事業補助金交付要綱

制定：令和 7 年 7 月 16 日      7 林 第 21 号

(趣 旨)

第1条 非住宅建築物への県産木材の利用拡大を図るため、県産木材を利用した非住宅建築物の木造・木質化の推進に向けて取り組む、ながさ木ウッドチェンジ事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の定めるところにより、ながさ木ウッドチェンジ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象経費、補助率及び補助事業者等)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる実施区分、経費、補助率等及び補助事業者は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は自己又は構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(事業計画)

第4条 補助事業者は、別に定めるところにより、事業計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第4条の規定により補助金交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
  - (3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第4号）
  - 2 規則第4条の交付申請書を提出できる時期は、毎年度、別に定める期日までとする。
  - 3 補助金の交付申請をしようとする補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。
- （申請の取下げのできる期日）
- 第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。
- （計画変更の承認申請）
- 第7条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。
- 2 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別表第1の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。
- （実績報告等）
- 第8条 規則第13条第1項の実績報告書（様式第6号）の提出は、事業の完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までとする。
- 2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業実績書（様式第2号）
  - (2) 収支精算書（様式第3号）
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 第5条第3項ただし書きの規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければ

ならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第20条ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 規則第20条第2号及び第3号の別に定めるものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

4 規則第20条の規定による知事の承認を受けようとする者は、取得財産等処分申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

5 知事は、承認を得て取得財産を処分したことにより収入があったと認められるときには、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(帳簿の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 規則及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱並びにこの要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項については、別に定める実施要領による。

## 附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表第 1（第 2 条及び第 7 条関係）

| 事業区分   | 補助金の交付の対象となる経費                    | 補助率等                                                                                  | 事業実施主体<br>(補助事業者)                              | 重要な変更                       |
|--------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1 木造新築 | 新築する非住宅建築物の木造・木質化のために、県産木材を購入する経費 | 木造新築に係る部分<br>定額（10万円/m <sup>3</sup> ）以内<br><br>木質化に係る部分<br>定額（35万円/m <sup>3</sup> ）以内 | 県内に主たる営業所を有し、建築工事業又は大工工事業の建設業の許可を受けた法人格を有する事業者 | (1) 補助事業者の変更<br>(2) 補助金額の変更 |
| 2 木質化  | 非住宅建築物の木質化のために、県産木材を購入する経費        | 定額（35万円/m <sup>3</sup> ）以内                                                            |                                                |                             |

※同一施設における申請は、上記事業区分 1 又は 2 のどちらかとし、木造新築後、次年度以降に木質化の申請はできないものとする。また、事業区分の変更は認めない。

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地

補助事業者名

（団体にあっては代表者名）

年度ながさ木ウッドチェンジ事業補助金交付申請書

年度ながさ木ウッドチェンジ事業（木造新築、木質化）について、ながさ木ウッドチェンジ事業補助金 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 暴力団排除に係る誓約書

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○－○○○－○○○○）

ながさ木ウッドチェンジ事業（変更）計画（実績）書

事業の内容：

事業量：使用県産木材量      m<sup>3</sup>

| 区 分  | 事業費（円） | 補助対象事業費<br>（円） | 県補助金額<br>（円） | 事業期間                |                     | 備 考 |
|------|--------|----------------|--------------|---------------------|---------------------|-----|
|      |        |                |              | 着 手<br>（予 定）<br>年月日 | 完 了<br>（予 定）<br>年月日 |     |
| 木造新築 |        |                |              |                     |                     |     |
| 木質化  |        |                |              |                     |                     |     |
| 計    |        |                |              |                     |                     |     |

（注） 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。

収支予算（精算）書

1 収入の部

| 収入区分 | 予算額 | (精算額) | (増減額) | 備 考 |
|------|-----|-------|-------|-----|
| 補助金  |     |       |       |     |
| 自己資金 |     |       |       |     |
| その他  |     |       |       |     |
| 合 計  |     |       |       |     |

2 支出の部

| 区 分  | 経費の区分      | 予算額 | (精算額) | (増減額) | 備 考 |
|------|------------|-----|-------|-------|-----|
| 木造新築 | 県産木材購入経費補助 |     |       |       |     |
| 木質化  | 県産木材購入経費補助 |     |       |       |     |
| 合 計  |            |     |       |       |     |

(注) 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあっては代表者名)

### 暴力団排除に係る誓約書

私は、 年度ながさ木ウッドチェンジ事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、☐ にチェックを入れてください。）

☐ 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

☐ 補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

☐ 暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

☐ 暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

※ 県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○－○○○－○○○○）

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地

補助事業者名

（団体にあっては代表者名）

年度ながさ木ウッドチェンジ事業計画変更承認申請書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった、  
年度ながさ木ウッドチェンジ事業補助金について、下記のとおり計画を変更したいので  
長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項の規定により申請  
します。

記

- 1 事業変更計画書
- 2 変更の理由
- 3 その他知事が必要と認める書類

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地

補助事業者名

（団体にあっては代表者名）

年度ながさ木ウッドチェンジ事業補助金実績報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった 年度  
ながさ木ウッドチェンジ事業（木造新築、木質化）について、長崎県補助金等交付規則  
（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告  
します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他知事が必要と認める書類

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○－○○○－○○○○）

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地

補助事業者名

（団体にあつては代表者名）

年度ながさ木ウッドチェンジ事業補助金に係る仕入れに係る  
消費税等相当額報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があつた  
年度ながさ木ウッドチェンジ事業について、ながさ木ウッドチェンジ事業補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額

（ 年 月 日付長崎県指令 第 号による額の確定通知額）

金 円也

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円也

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円也

4 補助金返還相当額（上記3－2）

金 円也

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○－○○○－○○○○）

年度ながさ木ウッドチェンジ事業補助金交付請求書

金 円

年 月 日付長崎県指令 第 号で額の確定の通知があった 年度  
ながさ木ウッドチェンジ事業補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交  
付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第16条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

請求者 住 所  
氏 名  
(団体にあつては代表者名)

金融機関名

支店名

預金種別

口座番号

口座名義（カタカナ）

※ 申請者の名称と同一の口座名義であること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地

補助事業者名

（団体にあっては代表者名）

## 取得財産等処分申請書

年度ながさ木ウッドチェンジ事業補助金により取得した財産等について、下記のとおり処分したいので、ながさ木ウッドチェンジ事業補助金交付要綱第10条第4項の規定により申請します。

### 記

#### 1. 処分する財産等

- (1) 名称、所在地、構造、延床面積
- (2) 事業費及び補助金
- (3) 事業完了年月日
- (4) 処分(予定) 先、処分予定日
- (5) 処分見込み価格
- (6) 処分の理由

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○－○○○－○○○○）